

別紙

(6)その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者 13,000円・ 配偶者以外の扶養親族 6,000円・ 配偶者を扶養しない者 1人目 6,500円・ 配偶者のない者 1人目 11,000円・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度の末までの子につき 5,000円加算
住居手当	<ul style="list-style-type: none">・ 借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給・ 持家の場合3,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none">・ 交通機関を利用する場合 運賃相当額55,000円を限度に支給・ 自家用車を使用する場合 通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none">・ 深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合支給
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none">・ 夜間や年末年始に勤務した場合支給
管理職手当	<ul style="list-style-type: none">・ 管理監督の地位にある職員に支給(給料月額×支給率) 課長 13%、保育所長 7%、診療所長 30%